

# 外国人雇用状況報告システム

- - - 電子申請を行なうための電子証明は不要です。 - - -

佐賀労働局・県内各公共職業安定所

## 外国人雇用状況の届出制度について

平成19年10月1日から、すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ又は離職の際に、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について事業主が確認を行い、厚生労働大臣（管轄ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられました。（届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となります。）平成19年10月1日時点で既に雇用されている外国人労働者も、届出の対象となります。届出は、ハローワーク（公共職業安定所）窓口への届出のほか、**電子申請**によることも可能です。

## 電子申請について

電子申請を行うためには、インターネットへアクセスできる環境及びeメールアドレスを持ち、インターネットによるメールの送受信が出来る環境が必要です。

（電子申請を行うための「認証のための電子証明」は必要ありません。）

「 <http://www.hellowork.go.jp/> 」このホームページにアクセスしてください。



## 参考

既に、取得届又は届出様式による外国人雇用状況の届出を行なった事業主の方が電子申請を行なう場合は、管轄のハローワークへご連絡ください。

既に、取得届又は届出様式にて届出を行なった場合は、管轄ハローワークにて代理登録がされているため「ユーザーID仮登録メール送信画面」(3ページ)で「同意します」ボタンをクリックしても、「代理登録済み画面」が表示され、先に進めません。

赤丸で囲んだ、「外国人雇用状況届出」の文字をクリックしてください。

「新規登録」を行う画面が表示されます。

# 厚生労働省 外国人雇用状況報告システム

外国人雇用状況報告とは  
事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

## お知らせ

システムからの情報  
現在、お知らせ情報はありません。

外国人雇用状況報告のユーザIDをすでにお持ちの方は  
ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

ユーザID  -  -   
パスワード

ログイン

外国人雇用状況報告システムのユーザIDをお持ちでない方は  
ユーザIDの新規登録を行ってください。

ユーザID新規登録

パスワードを忘れた方はこちらです。

パスワードを忘れた方

まずは、電子申請を行うための「ユーザIDの登録」が必要です。

表示された画面の説明に従って、必要事項の入力等を行ってください。

「ユーザID新規登録」ボタンをクリックしてください。

厚生労働省・外国人雇用状況報告システム

## 新規ユーザID登録

キャンセル

### 新規ユーザID登録手順

#### ◎雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

1. 当画面の「雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録」をクリックしてください。「ユーザID仮登録メール送信」に遷移します。
2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。ユーザID仮登録メールを送信します。
3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。「ユーザ情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザ情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。「ユーザ情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザ情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。ユーザID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。また、ユーザ本登録（ユーザID本登録メール送信）が完了しますと、ユーザIDの登録は完了です。
6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

#### ◎雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方

1. 当画面の「雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録」をクリックしてください。「ユーザID仮登録メール送信」に遷移します。
2. 都道府県、安定所、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。ユーザID仮登録メールを送信します。
3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。「ユーザ情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザ情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。「ユーザ情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザ情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。ユーザID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。また、ユーザ本登録（ユーザID本登録メール送信）が完了しますと、ユーザIDの登録は完了です。
6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

新規ユーザID登録⇒ユーザID仮登録メール送信⇒ユーザID仮登録メール送信完了

#### 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

↓↓↓↓↓

雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録

#### 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方

↓↓↓↓↓

雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録

戻る

### 《参考》

雇用保険の適用事業所の場合について、説明をしています。

雇用保険の適用事業所でない場合は、「雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録」ボタンをクリックし、表示された画面の説明に従って入力等をお願いします。また、届出については、最終ページの「注意」を参照してください。

### 【注意】

雇用保険非適用事業所とは・・・

「本社等で雇用保険を一括して加入・届出が行われているため、雇用保険の届出を自ら行っていない工場、店舗、営業所など」も含まれます。

「雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録」のボタンをクリックしてください。



## 雇用情報新規登録

雇用保険の被保険者の場合：  
住所以外は必ず入力してください。  
それ以外の場合（平成19年10月1日より以前の雇入れ者の登録を含む  
住所、職種、資金、正社員区分以外は必ず入力してください。（職種、

在留資格が「永住者」の外国人：  
在留資格が「永住者」の外国人については、在留期限欄に「2050年1月

新規で雇入れた外国人の情報を入力して  
入力が完了したら、「外国人雇用情報新規登録」をク

雇用情報新規登録⇒雇用情報新規登録確認⇒雇用

## 事業所情報

事業所番号

事業所名 株式会社〇〇〇

(必須) 氏名 (ローマ字又は漢字)

(必須) フリガナ (カタカナ)

(必須) 生年月日 (西暦) 年 月 日

(必須) 性別  男  女

(必須) 国籍

その他国籍

 日系人の場合チェック

(必須) 出身地域

(必須) 在留期限 (西暦) 年 月 日

(必須) 雇入れ日 (和暦) 平成 年 月 日

雇用保険被保険者番号

(必須) 正社員区分  正社員  正社員以外

(必須) 職種

その他職種

(必須) 在留資格

郵便番号

住所

資金

備考

資格外活動許可\*\*

資格外活動許可がある場合は、回答してください。(例)「留学生

戻る

外国人雇用情報新規登録

(C) 2007 Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights Reserved.

## 離職情報登録

雇用情報メニュー

ログアウト

離職日を入力してください。なお、雇用保険の被保険者の場合には、住所も入力してください。

在留資格が「永住者」の外国人：  
在留資格が「永住者」の外国人については、在留期限欄に「2050年1月1日」と入力してください。雇用登録している外国人の離職情報を入力してください。  
入力が完了したら、「外国人離職情報登録」をクリックしてください。

離職情報入力一覧⇒離職情報登録⇒離職情報登録確認⇒離職情報登録完了

## 事業所情報

事業所番号

事業所名 株式会社〇〇〇

(必須) 氏名 (ローマ字又は漢字)

(必須) フリガナ (カタカナ)

(必須) 生年月日 (西暦) 年 月 日

(必須) 性別  男  女

(必須) 国籍

その他国籍

 日系人の場合チェック

(必須) 出身地域

(必須) 在留期限 (西暦) 年 月 日

(必須) 雇入れ日 (和暦) 平成 年 月 日

(必須) 離職日 (和暦) 平成 年 月 日

雇用保険被保険者番号

(必須) 正社員区分  正社員  正社員以外  不明

(必須) 職種

その他職種

(必須) 在留資格

郵便番号

住所

資金

備考

資格外活動許可\*\*

資格外活動許可がある場合は、回答してください。(例)「留学生の資格外活動

戻る

外国人離職情報登録

(C) 2007 Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights Reserved.

## 参 考

平成19年10月1日時点で、既に雇入っていた外国人労働者が離職した場合の取扱いについて

システムによる雇用情報新規登録又は、様式3号（通知書による届も含む。）による届出をしていない場合は、最初に、「雇用情報新規登録（便宜上、雇入れ日は、平成19年9月30日を入力）」を行った後で、「離職情報」の登録を行なってください。

## 注 意

雇用状況報告の届出先ハローワークについて、雇用保険非適用事業所（非該当施設）の場合、次のことを特にご注意ください。（システムや届出書の作成・届出は、雇用保険非適用事業所の従業員の方がしなければいけないということではなく、この注意は、届出先ハローワークを示したものです。）

雇用保険の非適用となっている事業所（工場、店舗等）で就労する、被保険者である外国人については、雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（雇用保険の手続を通常行うハローワーク）。

雇用保険の非適用となっている事業所（工場、店舗等）で就労する、被保険者でない外国人については、その非適用事業所の所在地を管轄するハローワーク。（システムでの届出の場合、雇用保険非適用事業所については、新規にユーザIDを取得する必要があります。）